◎佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会委員委嘱式

日 時:平成23年7月15日(金)

午前11時

場 所: 佐久市役所 議会棟

1階 第4委員会室

- 1. 佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員委嘱書交付
- 2. 市長あいさつ
- ◎佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会次第
- 1. 開 会
- 2. 正副委員長選出
- 3. 正副委員長あいさつ
- 4. 報告事項
 - (1) 平成21年度・平成22年度融資あっせん状況について
 - (2) その他
- 5. 閉 会

○佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例 平成17年4月1日条例第130号

佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例

(目的)

- 第1条 この条例は、市内の中小企業の振興を図るため、長野県信用保証協会(以下「保証協会」という。)及び金融機関の協力を得て、必要な資金を予算の範囲内であっせんすることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において「資金」とは、次に定める資金の総称をいう。
- (1) 設備資金 生産又は営業設備(土地又は建物を含む。)の取得、増設、改良等を行うための資金
- (2) 運転資金 原材料、商品等の仕入れ及び賃金その他の経費の支払い等を行うための資金 (貸付対象)
- 第3条 資金のあっせんを受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 市内に工場又は店舗を有する中小企業者等で、資金を借り受けることにより企業の発展が期待できる者
- (2) 貸付金の返還が確実と認められる者

(預託)

- 第4条 市長は、毎年予算の範囲内で一定の金額を金融機関に預託する。
- 2 前項の預託金額は、別に契約で定める。

(協定)

--第5条--市長は、この条例の実施に当たり必要な事項を保証協会及び協力する金融機関と協定することができる。

(保証)

第6条 貸付金は、保証協会の保証を付するものとする。

(取扱金融機関)

第7条 資金を取り扱う金融機関については、市長が別に定める。

(審查委員会)

- 第8条 市長は、資金の適正な運用を図るため、諮問機関として、佐久市中小企業振興資金あっせん 審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

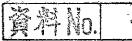
(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市中小企業振興資金あっ旋に関する条例(昭和39年佐久市条例第28号)、臼田町商工業振興条例(昭和49年臼田町条例第2号)、浅科村商工業振興条例(平成12年浅科村条例第48号)又は望月町商工業振興条例(昭和58年望月町条例第15号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

〇佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会規則 平成17年4月1日規則第119号



佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会規則

趣旨

第1条 この規則は、佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例(平成17年佐久市条例第130号) 第8条に規定する佐久市中小企業振興資金あっせん審査委員会(以下「委員会」という。)に関し 必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員24人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 長野県信用保証協会の職員
- (2) 佐久市中小企業振興資金あっせんに関する条例施行規則(平成17年佐久市規則第118号)第2条第5号に掲げる金融機関の長
- (3) 識見を有する者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第5条 委員会の会議は、市長の要請により必要に応じて開催する。
- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、第2条第3号に掲げる者を除き、やむを得ない理由があるときは、委員長の許可を得て、 代理人を会議に出席させることができる。
- 5 会議の内容は、特別の理由がある場合を除いて一般に公表しない。 (関係職員の出席)
- 第6条 委員会は、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 2 関係職員は、委員長の同意を得て委員会に出席し、発言することができる。 (幹事).
- 第7条 委員会に幹事を置き、関係職員のうちから市長の同意を得て委員長が任命する。
- 2 幹事は、委員会の事務を所掌する。
 - (補則)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定めることができる。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

	ł. ~~~		`m A L	445 / 1 acc -	<u> </u>	000 سنار	ارت استهامات	+010 10=- 1	المالات المال
資格	資金名	融資苅家	資金使途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保、保証人	保証料
りに工場または店舗を有する中 美者等で、原則として1年以上継 て事業を営んでいる方。	— 粉 事 羹 á	2) 中小企業者等	設備資金	2,000万円以内	年2.2%	7年以内 (草両 5年、用地建物 13年以内)	1年以内据置きの分割返済		保証料率 0.5%~2.2
7開業資金の対象者は開業後1 調でも資格を有します。ただし、	ф		運転資金	1,000万円以内	42. 2/0	5年以內	6ヵ月以内据置きの分割返済、但し一括返済は貸付期間 1年以内		補助率 佐久市 4/5
- 会議所・商工会の経営指導員に - ヶ月以上の経営指導を要します。	小牛別事業分	公公共工事に伴い工場店舗等の新築、改築、移転等を要する中小企業者	設備資金	2,000万円以内	年2.1%	- 1 0年以内	1年以内据置きの分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	(1.76%以7
、歯科医掌、農林漁業、金融業 商仲介業、遊興娯楽業、各種 、宗教法人、非営利団体等	真 資 盤 被 類 設 備 事 業 2	製造業者が原則として都市計画法第8条で定める用途地域における、工業地域、準工業地域、工業専用地域内に設備する機械及び直接生産に供する工場等に資金を要するものとする。但し、中古機械及び土地取得については除く。	設備資金	2,000万円以内	年2.2%	7年以内 (運物13年以内)	1年以内据置きの分割返済	TOTAL DATE OF THE SEA	(O.44%以 ⁻ ※ t-フティネット保証
となりません。 掲げる方については、融資の ら除外されます。	店舗等設備事業分	卸売業・小売業・飲食業及びサービス業者で都市計画法第8条で定める用途 対地域のうち、商業地域及び近隣商業地域に設備する店舗等の新・改築に資金 を必要とする中小企業者	設備資金	2,000万円以内	年2.1% (利子補給あり 3年間)	1 0年以内	1年以内据置きの分割返済		を利用する場合は、自己負担はありません
を要する業種についてこれ けないで営業している万	経営安定対策	中小企業者であって、次のいずれかに該当する方 1) 信用保険法第2条第4項第7号に該当する認定企業で、経営の安定に 支障を生じている方 2) 経理状況が明確であり、最近3ヵ月の売上げが前年同期比で5%以上		2,000万円以内	年2.0%				
証協会で代位弁済中の方		減少している方 3) 2) に該当し、当市制度資金を借り換える方で返済が1年以上経過し、原則として延滞がない方				7年以内	1 年以内据置きの分割返済	1	
は続の見込みのない方 は資を不正に使用したことの	特別経営安定対策分	中小企業者であって、次のいずれかに該当する方 1) 信用保険法第2条第4項各号(第7号を除く)のいずれかに該当する。 認定企業で、経営の安定に支障を生じている方 2) 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする方		2,000万円以内	年1.8%			担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
に : : : : : : : : : : : : :	経営安定支援 急震災 対策 治資金	中小企業者であって、次のいすれかに該当する方 (1) 東日本大震災等の影響により、緊急に事業資金を必要とする次のいずれかに該当する者 2 信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定企業で、経営の安定に支障を生じているもの 1 経理状況が明確であり、直近3か月間の元上はが回年同期で5パーセントル上減少じている者。 (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助政に関する法律 (平成23年法律546号)第128条第1項第2号の規定による認定	運転資金	1, 000万円以内	年1.5% (利子補給あり 2年間)	7年以内	算位対象者(1)、にあっては 1年以内、(2)にあっては 2年以内の括置の分割返済		
関係に反する行為又は選法な 行っている方	素 急 雇 用 対 策 允	企業で、経営の安定に支障を生じているもの 中小企業者であって、雇用対策補助金の交付決定を受けた方		1,000万円以内	年1.8%			1	
給制度については、お問い べださい (入後に、工場及び店舗を市外 したり閉鎖等する場合は、市制度 全額償還となりますので、お早	原油・原材料高対策:	ること。 2) 直近3カ月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理 費」の割合が、直近の決算まだは過去3年いずれかの同期に比べて増加		1,000万円以内	年1.8% (利子補給あり 3年間)	7年以内	1 年以内据置きの分割返済		
相談ください。	小規模企業振興資	していること。 小規模企業者であって、信用保証協会の保証債務の総額が8,000万円を超え金ない方で、かつ、信用保証協会の無担保無保証人保証の債務の総額が1,250万円を超えない方。	設備資金	小規模企業者につき合わ せて1,250万円以内	年1.9%	5年以內	1年以内据置の分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
		1) 市内で開業しようとする方又は開業後1年未満の方で、開業しようと する業種又は開業した業種と同一業種の事業所において継続して5年 以上勤務し経験・実績を有する方。	設備資金			7年以内	1年以内据置の分割返済		
	独 立 開 業 資 :	 2)都市計画法第8条で定める商業地域、近隣商業地域の空き店舗を利用し卸売業・サービス業等を開業しようとする方又は開業後1年未高の方で、開業しようとする業種又は開業した業種の同一事業所において継続して3年以上の経験・実績を有する方。 ◆適切な事業計画であり、認可等を必要とする業の場合は、認可等を受けてあること又は認可等を受けることが確実であること。 	運転資金	合わせて500万円以内	年2.1%	5年以内	6ヵ月以内据置きの分割返済	担保 必要に応じて徴する でただし、法人については代表者	
	新 分 野 開 発 資 :	■ 適切な事業計画に基づき、事業転換・新分野進出など経営の多角化を図ろうとする方。 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	設備資金	2,000万円以内	年2.0%	7年以内	1年以内据置の分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 たたし、法人については代表者	
	来小企業公害 吃止設備資	▼地域は李宗訂画にのり、誠可寺を必要とするまの場合は、過号する支付 であること又は認可等を受けることが確実であること。 中小企業者等であって、事業活動に伴って発生し、また発生するおそれのあ 金 る水質の汚濁、大気汚染、騒音、振動もしくは、悪臭を防止し、又は除去す るため、設備を設置し、又は工場を移転する方	運転資金 設備資金	500万円以内 1,000万円以内	年2.1%	5年以内	6ヵ月以内据置きの分割返済 1年以内据置の分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要 ただし、法人については代表者	
		中小企業者等であって、市内の商店会、商工会議所、商工会等の承認を得 全、佐久市商店街空き店舗情報等の市が管理する空き店舗に関する情報に登	設備資金	2,000万円以内	年1.8% - (利子補給あり	10年以內	- 1 年以内記置の分割返済	担保 必要に応じて徴する 保証人 原則不要	1